

# 営利？非営利？ 何がどう違うの？

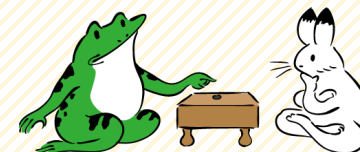
そんな疑問にお答えし、今回は『教室（営利）とサークル（非営利）の違い』についてお話しします！！

## 教室（営利）



- ・ **不特定多数**（ただし、利用者の半数以上が市内在住・在勤である必要があります）を対象にして、収益を得る活動ができます
- ・ 施設利用料が通常の3倍になります
- ・ 『月謝』を徴収することができます
- ・ 講師が主体的に予約や支払い等の手続きができます
- ・ 生徒の増減についてのお申し出は不要です
- ・ コミプラHPに教室紹介および活動紹介として情報を掲載、また館内掲示板に生徒募集のチラシを掲示できます

## サークル（非営利）



- ・ サークルとは、同じ趣味や目的を持った方々がグループを形成し、活動することを指します
- ・ グループは特定されるメンバーである必要があります、代表者はメンバー全員の情報を把握していることが求められます
- ・ 団体登録時に提出いただく名簿には、参加される方（サークルに属するすべての方）を記入していただきます
- ・ 活動するにあたり必要な経費（実費程度）は、『会費』として集めることができます
- ・ 外部講師を招いて活動することはできますが、講師自身は団体に属したり、予約や支払い等の手続きを行うことはできません
- ・ コミプラHPへの掲載は活動紹介に限ります

## チラシ作成時の注意



	連絡先	金額種別	チラシ	備考
営利	先生、講師	月謝	自作 ※企業性の高いチラシは不可となります	教室のURL等、概ね記載できます。 ただし、全国区で展開している等企業性の高いページへのアクセスについては記載不可の場合もあります
非営利	代表者	会費	自作	講師に直接連絡できる情報は記載不可です